

誰もがいきいきと働くために



事業主のための
障害者雇用促進
ガイドブック



目次

1. はじめに	01
2. 障害者を雇用するにはどうしたらいいの？	02
3. 障害を知ろう！	04-17
視覚障害	04
聴覚・言語障害	05
肢体不自由	06
内部障害	07
知的障害	08
精神障害	10
発達障害	12
高次脳機能障害	14
難病	16
4. 支援制度を活用しよう！	18-27
雇用前の支援	18
雇用時・雇用後の支援	20
助成金	23
5. ここがポイント！（アドバイスを聞いてみよう）	28-33
障害者就業・生活支援センター	28
ジョブコーチ	30
精神保健福祉士	32
6. 優良事例の紹介や障害者雇用への取組	34-47
エポックワン株式会社	34
社会福祉法人幸洋福祉会	36
株式会社スズキ自販山口	38
株式会社豆子郎	40
東洋パックス株式会社	42
深川養鶏農業協同組合	44
富士物産株式会社	46
7. ご相談ください（窓口・連絡先）	48-57
ハローワーク	48
障害者就業・生活支援センター	48
地域障害者職業センター等	50
発達障害者支援センター等	50
難病相談支援センター	50
障害福祉サービス事業所・就労移行支援事業所	51
障害福祉サービス事業所・就労継続支援事業所A型	52
障害福祉サービス事業所・就労継続支援事業所B型	52
行政機関	56
特別支援学校	57
高等産業技術学校	57
障害者職業能力開発校	57
8. 県からのお知らせ	58

01 はじめに

はじめに

県では、障害のある方々が地域社会の一員として自立し、希望や能力に応じて働き、職業を通じて社会参加のできる「共生社会」の実現を目指して、様々な取り組みを進めています。

例えば、山口労働局などの関係機関と連携し、企業の皆さまに障害者雇用への理解を深めていただくため、障害者雇用を推進する職場リーダーの養成講座やセミナーの開催、優良企業の認定・表彰などを行っています。また、多様な就労機会の確保に向けて、就職面接会の開催や、事業所現場を活用した実践的な職業訓練にも力を入れています。

これらの取り組みにより、県内企業における障害者の雇用実績は増加傾向にあります。しかし、4割強の企業は法定雇用率の達成に至っていない状況が続いています。

こうした中、民間企業の法定雇用率は令和6年4月に2.3%から2.5%に、さらに令和8年7月には2.7%まで引き上げられるなど、障害者雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

県としては、障害のある方々が幅広い職場で活躍できるよう、これからも障害者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。

このガイドブックには、障害に関する知識や支援制度の紹介、支援機関からのアドバイス、企業における取組事例などを掲載しています。

本書が、障害者の雇用促進及び職場定着へ向けた事業主の皆さまのお取り組みの一助となれば幸いです。

障害者を雇用するには

障害者を雇用するためには、ハローワークを中心として
さまざまな支援機関と連携することが効果的です。

障害者就業・生活支援センター

P.28

センターに登録して相談をしている人が、ハローワークに求職登録をしています。

障害者職業センター

P.30

センターで、職業相談・職業評価・職業準備支援を受けている人が求職登録しています。

就労移行支援事業所

体力の向上、労働習慣の確立、マナー・挨拶・身なりなどの習得のための訓練(支援)を受けている障害者が求職登録をしています。

特別支援学校

職場実習を経験している生徒が多いことが特徴。また、在学時に職場実習として実際に勤務してもらい、マッチングを図ることもできます。

高等産業技術学校

障害者を対象として、企業等での訓練を通じて就労を支援する「実践能力習得型訓練」を実施しています。

障害者職業能力開発校

一般の施設において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害の態様に配慮した訓練を実施しています。近隣では、岡山県、広島県、福岡県に設置されています。



求職登録

ハローワーク

企業就職を希望している障害者の多くはハローワークに求職登録をしています。



職業紹介

有料職業紹介事業者

障害者の職業紹介を行っている、厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者。

職業紹介

企業



トライアル雇用、ジョブコーチ支援など活用できます。障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターなどの支援機関が、採用後も相談・支援を行います。



どうしたらいいの？



支援機関と連携し、制度や助成措置を活用して障害者を雇う流れ

企業の障害者雇用の流れ

障害者雇用の検討

受け入れ部署の決定

面接

雇用

継続雇用

障害者の生活面の課題

支援機関と支援の内容

ハローワーク
雇用率達成指導・
障害者雇用に関する相談

障害者職業センター
障害特性に応じた職務の相談

障害者就業・生活支援センター
障害者の就労・生活への支援

ハローワーク
障害者求人の受理

ハローワーク
障害者の紹介

ハローワーク
トライアル雇用の手続き

障害者職業センター
ジョブコーチ支援の開始

ハローワーク
助成金の申請受付又は受理

高齢・障害・求職者雇用支援機構
助成金の申請受理

障害者就業・生活支援センター
家庭訪問等による生活相談

制度・助成措置の活用

トライアル雇用

ジョブコーチ支援

助成金



03 障害を知ろう!

身体障害について

① 視覚障害

◎ 視覚障害とは



何らかの原因により視機能に障害があることを指します。全く見えない場合と、見えづらい場合があります。「見えづらい」と一口に言っても、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなど、症状はさまざまです。

視覚障害のある人と共に働くために、 知っておきたい3つのこと

①

声のかけ方

自分がどこにいるのか、側に誰がいるのか、説明がないとわかりません。声をかける際には、できるだけ前方から話しかけましょう。知っている相手でも声だけではわからないことがあるので、始めは簡単な自己紹介が必要です。また、目から情報を得ることが難しいため、音声や手で触れることによる情報を増やしましょう。

②

指示は具体的に

「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉では、理解できません。「30センチ右」「時計で3時の方向」など、具体的に説明しましょう。場合によっては、手で触れながら説明することも効果的です。

③

誘導の方法

慣れない場所では一人で移動することが困難なため、誘導が必要な場合があります。その際には、誘導者の肘や腕を軽く持ってもらい、障害のある人のペースに合わせて誘導しましょう。本人の「目」になって考える気持ちが大切です。



2 聴覚・言語障害

◎ 聴覚障害とは

全く聞こえない「ろう」と、聞こえにくい「難聴」（話し言葉が聞こえない、小さい音が聞こえないなど）があります。先天性のものと、事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴があります。



◎ 言語障害とは

言葉の理解や適切な表現が困難な「言語機能の障害」（失語症、言語発達障害など）と、言葉の理解には支障はなく、発音だけが困難な「音声機能の障害」（吃音症、構音障害、発声機能喪失など）があります。

聴覚・言語障害のある人と共に働くために、
知っておきたい2つのこと



その1

コミュニケーションの方法を確認

会話の方法が適切でないと、話を伝えることができない場合があります。その人に合った会話の方法を確認しましょう。

- 筆談…互いに文字を書き、意志を伝えあいます。もっとも手軽な手段です。
- 口話…相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはつきりと口を動かして話すようにしましょう。
- 手話…手指や表情で表す視覚言語です。
- 代用発声…声帯の代わりに食道部を振動させて声にする

方法や、電動式人工咽頭を首に当てて声にする方法があります。聞きとりにくい場合は筆談を使用することも有効です。

- 手話通訳…音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して両者間の通訳をします。
- 要約筆記…音声言語で話されている内容を要約し、文字で表し伝えます。パソコンによる方法と、手書きによる方法があります。
- FAX・電子メール・掲示板・パネルを活用するのも効果的です。

その2

音による情報は気づきにくい

社内放送や、呼びかけ、社外では自転車のベルなどに気づかないことがあります。場合によっては危険な目にあうことも考えられるので、適切に伝えるようにしましょう。



3 肢体不自由

◎ 肢体不自由とは

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩くことや物の持ち運びなど、日常の動作や姿勢の維持が不自由になることです。病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下等を伴うこともあります。

肢体不自由のある人と共に働くために、
知っておきたい2つのこと

★の1

車いすへの配慮

車いすで生活していると、十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があったりすると、移動が困難な場合があります。また、高いところにあるもの、床にあるもの等を取ることが難しいです。困っていそうなときは、声をかけてみましょう。車いす利用者の駐車場は、車の乗降に広いスペースが必要になります。また、そのスペースをいつでも使えるように、空けておかななくてはなりません。駐車場の使用マナーを徹底しましょう。



★の2

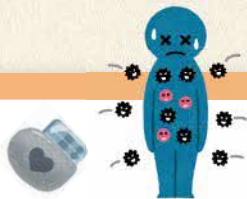
あたたかい気持ちで接する

脳性麻痺の症状として、顔や手足等が自分の思いとは関係なく動いてしまう、不随意運動があります。自分の意志を伝えにくい場合もありますが、心は健常者と同じです。どのような障害でも同じですが、興味本位で見るとはではなく、普通に接しましょう。



4 内部障害

◎ 内部障害とは



内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では、「心臓機能障害」「呼吸器機能障害」「腎臓機能障害」「膀胱・直腸機能障害」「小腸機能障害」「肝臓機能障害」「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害」の7種類の機能障害が定められています。

- 心臓機能障害…全身に血液を送り出すポンプの役割をはたす心臓の機能が低下する状態
- 呼吸器機能障害…肺の機能が低下して、酸素が不足する状態
- 腎臓機能障害…腎臓の働きが悪くなり、不必要な物質や有害な物質が身体に蓄積する状態
- 膀胱・直腸機能障害…尿をためる膀胱、便をためる直腸が、機能低下または機能を失っている状態
- 小腸機能障害…小腸の働きが不十分で、通常の経口摂取では栄養維持が困難な状態
- 肝臓機能障害…肝炎、肝硬変、肝がん（肝臓がん）などにより肝機能が低下する状態
- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害…ウイルスが白血球を破壊し、免疫機能を低下させ、さまざまな感染症等が起こりやすくなっている状態

内部障害のある人と共に働くために、 知っておきたい3つのこと

その1

症状のわかりにくさ

外見から障害があることがわかりにくいいため、周りから理解されず、電車やバスの優先席に座りにくい、障害者用の駐車スペースやトイレが空いていても利用しにくいなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。障害の存在を知ることから始めましょう。

その2

決められたルールを守る

心臓ペースメーカーは、携帯電話の電磁波等の影響で誤作動する恐れがあります。公共交通機関の優先席付近では、携帯電話の電源を切る等の配慮をしましょう。内部障害のある人にとっては生命に関わります。社内ではどのようなルールが必要か、本人と話し合しましょう。

その3

体調への配慮

内部障害のある人は、障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しています。風邪等に感染しやすい状態のため、うつさないように注意しましょう。また、定期的な通院への理解や、勤務時間の配慮等も必要です。



知的障害について

◎知的障害とは

発達期に何らかの原因で知的能力が年齢相応に発達していない状態であること、及び、社会生活への適応に困難がある状態のことをいいます。

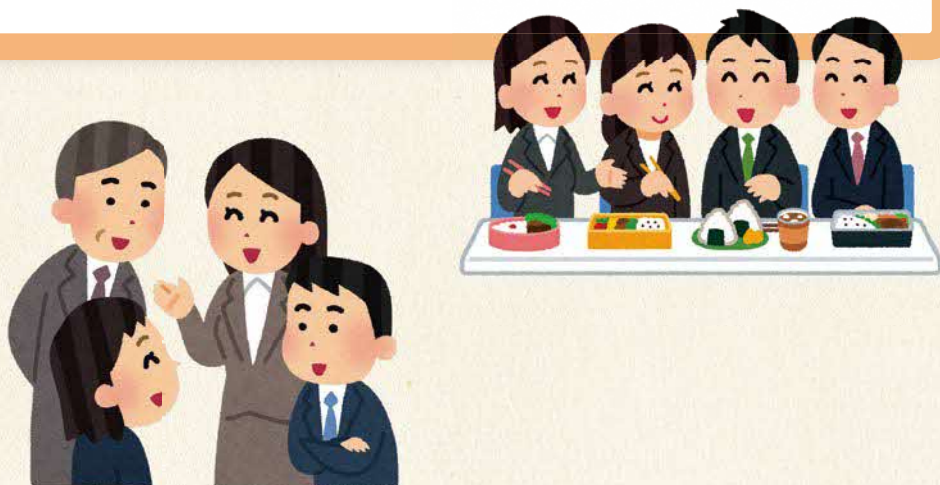
主な特徴

- 「ことばを使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」などに少し時間がかかる
- 仕事の手順をすぐ覚えること、人とのやりとりにはすばやく対応することが困難
- ひとつの行動に固執する
- 同じ質問を繰り返す

苦手なこと

- 複雑な会話や抽象的な概念の理解
- 人に尋ねること
- 自分の意見を言うこと
- 漢字の読み書き
- 計算

障害の現れ方は、人それぞれで個人差があります。障害を感じさせず、会社で働いている場合もあれば、ことばや行動の意味が相手にうまく伝わらず、周りから誤解や偏見を受けてしまう場合もあります。重度障害で、常に同伴者と行動される方もいます。



知的障害のある人と共に働くために、
知っておきたい3つのこと

その
1

コミュニケーション のとり方

「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」など、コミュニケーションがうまくとれないことがあります。そのような時は、内容が理解できるように、ゆっくりわかりやすい言葉で話しかけてみましょう。また、困ったことがあっても自分から助けが求められないこともあります。担当者がこまめに様子をうかがったり、声をかけたりしてみましょう。



その
2

危険な行動をとった場合の対応

「誤った機械の使い方をしている」「横断歩道を赤信号でも渡ろうとしている」「車が来ているのに避けようとしなない」「踏切で遮断機が下りているのに線路に入ろうとしている」など、会社の内外で危険な行動をとることが考えられます。そのような状況を見かけたときは、優しく声をかけて危険であることを知らせてください。

その
3

パニック 行動への 配慮

「指示を出すのがいつもと別の人」など、普段と違うことに弱いのも知的障害の特徴。状況の変化に対応できずに、びっくりかえる・泣きわめく・飛び跳ねるなどのパニック行動を起こしてしまうことがあります。まずは、静かな場所に誘導して落ち着かせましょう。また、パニック行動をなるべく起こさないようにするために、いつもと同じ環境になるように配慮することも必要です。



精神障害について

◎ 精神障害とは

統合失調症や気分障害（うつ病）などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、憂うつ感、不眠などの症状が出て、日常生活や社会生活のしづらさが見られます。

統合失調症の主な特徴

- 幻覚
- 妄想
- 自発性、自主性の低下
- 一度に多くの課題に対応するのが困難
- 音、気配に敏感
- 楽しい感覚の減少
- 意欲の持続が困難

比較的若い年代に起きやすい病気。症状に対する治療はもちろん、ストレスに対してもろい面があるので、その対処法も必要となります。個人差はありますが、早く治療を始める（治療していない期間を短くする）ほど、回復も早いと言われています。

うつ病の主な特徴

- 抑うつ状態（憂うつ、悲哀感情）
- 思考力の低下（集中力、判断力の低下）
- 意欲の減退（興味、関心の低下）
- 自責感情（自己無価値感、罪責感）
- 身体症状（不眠、食欲低下と体重減少、易疲労）
- 希死念慮（死にたい気持ち）
- 日内変動（精神・身体症状が朝強く現れ、夕方には少し軽快）

日本人は生涯に約 15 人に 1 人がうつ病を経験しているとされ、決して珍しい病気ではありません。



など

精神障害のある人と共に働くために、 知っておきたい4つのこと

その

1

声のかけ方

無理な励ましは、本人の過剰なストレスになることがあります。働きかけは、具体的に・はっきりと・簡潔に伝えましょう。本人のペースに合わせた働きかけが大切で、場合によっては、じっくりと時間をかけることも必要です。



その

2

注意すべき サインを知る



精神疾患は治ったように見えても、薬を中断したり、多くのストレスが重なったりすると、症状が再発することがあります。再発につながるサイン（不眠・急に活動的になる・ささいなことに過剰に反応するなど）を、周囲の方が知っておく必要があります。サインが見られたら、無理せずゆっくりと休養するように働きかけましょう。また、サインが見られた場合、主治医へ早めに相談するよう本人に働きかけることも大切です。

その

3

休職も 治療の方法の一つ

体調不良などが続き、やむを得ず休職を選ぶことも考えられます。休職開始時には、「まずは病気の回復を最優先してほしい」という思いを伝えます。具体的な復帰への話を持ちかけるのは、主治医が職場復帰の見通しについて言及してからにしましょう。本人の気持ちを大切に、しっかりと療養ができる支援と、回復を温かく見守ることが必要です。

その

4

職場復帰する時の 配慮

いきなり休職前と同じように働くのは難しいため、産業医や主治医、上司と連携して、労働時間や就業上の配慮などをすることが求められます。また、復帰後も定期的な面談などで、本人の心身の状態を確かめながら、いずれは仕事の制限の解除ができるようなサポートが必要です。また、疾患や障害に対する同僚の理解も得ておきましょう。

発達障害について

◎ 発達障害とは

障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。養育環境ではなく脳の機能障害によるもので、どんな能力に障害があるか、程度がどのくらいかは人によってさまざまです。ここでは、自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、アスペルガー症候群ほか広汎性発達障害の主な特徴について説明します。

自閉症の主な特徴

- 変化への対応が苦手
- 同じ行動パターンや興味にこだわる
- 場所・時間・道順などの変更や、ルールを破ることを極端に嫌う
- 言葉でのコミュニケーションが難しい
- 重度の知的障害が伴うと、意思疎通が困難

注意欠陥多動性障害(ADHD)の主な特徴

- 同じ間違いを繰り返す（注意力散漫）
 - しゃべり続ける（多動性）
 - 待つことが苦手でうろうろしてしまう（多動性）
 - 約束や決まりごとを守れない（衝動性）
 - 突発的に行動する（衝動性）
- これらの症状が、通常7歳以前に現れる

学習障害(LD)の主な特徴

一般的な知的発達に遅れはないのに、

- 聞く
- 話す
- 読む
- 書く
- 計算する
- 推論する

などの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある

アスペルガー症候群ほか 広汎性発達障害の主な特徴

- 相手の気持ちや考えを理解することが苦手
- 相手の立場に立って物事を考えることが苦手
- 周囲の人と共感的な関係を築くことが難しい
- 初対面の人と親しい人を区別した関わりが苦手
- 社会的な距離感が上手とりにくい
- 自分の意思を相手に伝えることが苦手
- 会話が一方通行になる
- 例え話を理解できず、そのまま受け取る

発達障害のある人と共に働くために、
知っておきたい3つのこと

その

1

指示は具体的に

できないことに対して、「なぜできないのか」「なまけているのではないか」と見られるのは本人にとってつらいこと。どうすればできるようになるのかを伝えるときには、抽象的な表現は極力減らして、短文で、順を追うようにして具体的に伝えましょう。



その

2

見通しを立てて伝える

発達障害全般に言えますが、知らないことや初めてのことなどに対応することが苦手です。言葉だけで指示をするのではなく、絵や写真を使って説明しましょう。あらかじめ本人が納得し、不安がないように見通しを示すことで、スムーズに仕事に取り組むことができます。



その

3

否定の言葉は使わない

注意する際に、つい「～してはダメ」と言ってしまうようになりますが、発達障害のある人に対しては特に避けるべきです。してほしい行動を伝えるようにしましょう。例えば、「廊下を走ってはいけません」ではなく、「廊下は歩きましょう」のように言うのがベストです。



高次脳機能障害について

◎ 高次脳機能障害とは

転落や交通事故による脳外傷、脳出血や脳梗塞・クモ膜下出血などの脳卒中、脳炎や脳症など、脳がダメージを受けることによって生じる認知面の障害のことです。日常生活や社会生活が難しくなる場合があります。

高次脳機能障害の主な特徴

● 記憶力の低下

- 約束や予定を忘れる
- 少し前のことを覚えていない
- 同じことを何度も聞く

● 注意力の低下

- 一つのことを続けられない
- 同時に複数のことができない
- 同じミスを繰り返す
- 気が散りやすい

● 遂行機能の低下

- 行き当たりばったりの行動をする
- 言われないと行動しようしない
- トラブル時の対応ができず、混乱する

● 社会的な行動障害

- ちょっとしたことでも激怒する
- 人付き合いがうまくいかなくなる
- 行動のブレーキが利かない
- ざさいなことにこだわって先に進めない

苦手なこと

- コミュニケーション
- 必要な情報に集中すること
- 記憶
- 計算
- 計画を立てること
- 感情のコントロール
- 相手の気持ちを理解すること

特定の状況にならないと症状が見えてこないため、周りも本人も気づきにくい障害です。本人の性格だと誤解されることもあります。病気やけがが治ったように思えるのに、今までできていたことができなくなると、本人は混乱や不安の中にいることを理解しましょう。

高次脳機能障害のある人と共に働くために、

知っておきたい4つのこと

その

1

メモを取ってもらう

大切なことはメモを取るよう
に促しましょう。声かけだけでは
なく、きちんとメモができてい
るかの確認も必要です。本人が
忘れているようであれば、メモ
を見るように声
をかけて一緒に
確認しましょう。



その

2

注意力の 持続のための配慮

伝えたいことは、一つずつ簡潔
に伝えましょう。内容をきちんと
理解しているかの確認も忘れ
ずに。また、こまめに休憩を取
るように声かけをしましょう。目
に見えるもの・耳に入るものを
制限して、集中でき
る環境を整えること
も有効です。



その

3

スケジュールは 目に見える形で 管理

なるべく決まった日課に沿って
生活できるように配慮をする必
要があります。具体的には、目
に付きやすい所に日課を掲示し
たり、スケジュール帳を利用し
たりするとよいでしょう。そのほか、
携帯電話のアラームやタイマー
も有効です。



その

4

感情の変化への対応

カッとなった場合には、その場を
離れたり、話題を変えたりして、
気分転換を図るようにしましょ
う。また、感情を刺激するもの
を避けることも一つの方法です。
自分自身のコントロールが利か
ない状況に対しては、本人と話
し合って最低限のラインを決め
るなどして、紙に書いておきま
しょう。

難病について

◎ 難病とは

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のことを指します。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかではなく、かつ治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期の治療を必要とするものと定義されています。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続けることで、安定した症状を保つこともできます。

悩んでいること

● 難病への無理解や先入観による偏見や差別

「難病＝動けない」という誤解をされやすいため、難病があることを告白したときの周りの目を気にして、病気のことを職場に隠して仕事をしている人もいます。

● 疾病の症状や治療から発生する肉体的・精神的苦しみ

容易に思い浮かぶのは症状や治療による肉体的な苦しみですが、大きな不安などの精神的な苦しみにも悩まされています。

● 痛みやしびれ、食事の制限、疲れやすいなどの内面的な症状

外見からは症状がわからない病気もあります。そのため、周りからの理解が進まず、一人で苦しんでいる方もいます。

● 職業生活と疾病管理の両立の難しさ

通院や薬による副作用など、病気による影響を抱えながら働くことは難しさがあります。



難病の人と共に働くために、

知っておきたい3つのこと

その

1

病気に対して 正しい知識を持つ

難病といっても、病気の種類や症状、程度はさまざまで個人差があります。医療費の助成対象となる指定難病だけでも、令和7年4月1日現在で348種類もあり、今後も増える見込みです。「難病のある人」とレッテルを貼って、誤解や偏見を持たず、正しく理解するようにしましょう。

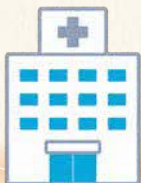


その

2

通院ができる環境 を整える

難病は完全に病気が治るわけはありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み、通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その症状を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。



その

3

コミュニケーションを しっかりとる

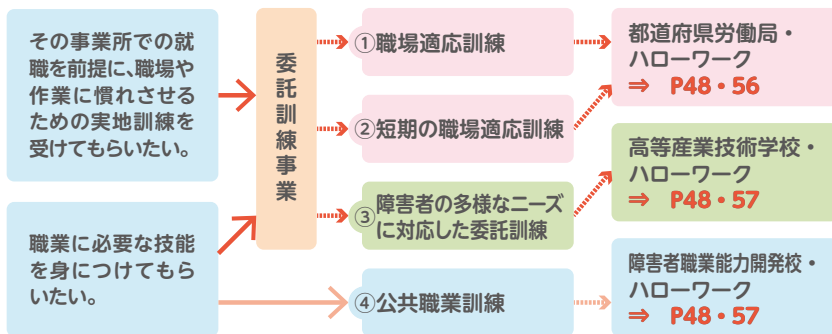
難病の人にも、職業生活と疾病管理の両立を希望しています。個々の疾病により、特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職業環境や働き方などの配慮が必要です。そのためにもコミュニケーションをしっかりとることが重要です。



04 支援制度を活用しよう!

(1) 雇用前の支援

まずは障害者と共に働き、知ることからはじめましょう。



① 職場適応訓練

身体・知的・精神障害者等の能力に適した作業について、6ヶ月以内（中小企業および重度障害者の場合は1年以内）で実地訓練を行う制度です。職場の環境に適応することを目的とし、訓練後は事業所に引き続き雇用されることを目指した制度です。訓練期間中は、事業主に対して、訓練生1人につき定額の訓練費が支給されます。

② 短期の職場適応訓練

障害者が実際に従事する仕事を体験することにより、就業への自信を持つことと、事業主が障害者の技能の程度や、職場への適応性の有無を把握することを目的とした訓練期間です。訓練期間は、2週間以内（重度障害者の場合は4週間以内）です。訓練期間中は、事業主に対して、訓練生1人につき定額の訓練費が支給されます。

③ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

山口県立東部高等産業技術学校、西部高等産業技術学校が、企業・社会福祉法人・NPO 法人・民間教育訓練機関等に訓練を委託し、障害者が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練です。訓練期間中は、事業主に対して、訓練生1人につき定額の委託料が支給されます。

3つの訓練コース

知識・技能 習得訓練コース

就職促進のための知識・技能を習得します。

実践能力 習得訓練コース

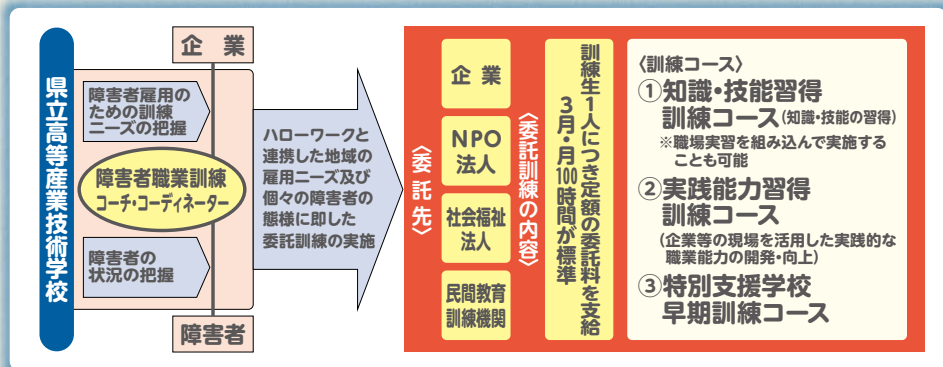
企業等の現場を活用して、就職のための実践的な職業能力を習得します。

特別支援学校 早期訓練コース

特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、就職に向けた職業能力の開発・向上を図ります。

期間と時間

原則3ヶ月、月100時間が標準で、障害の態様に応じた柔軟な設定が可能です。



④ 公共職業訓練

山口県近隣の障害者職業能力開発校では、訓練科目・訓練方法等に特別な配慮を加えつつ、障害の態様等に応じた公共職業訓練を実施しています。ハローワークは、山口障害者職業センター等と密接な連携をとって支援をしています。

(2) 雇用時、雇用後の支援

事業主のニーズに合わせて、さまざまな支援の形があります。

障害者本人が働き続けることができるかどうか試したいとのニーズに応えたい。

① トライアル雇用

ハローワーク
⇒ P48

精神・発達障害者本人が、無理のない短時間労働から試したいとのニーズに応えたい。

② 継続雇用の支援

ハローワーク
⇒ P48

在職中に受障し、障害者となった従業員を、引き続き雇用したい。

③ リワーク支援

ハローワーク
⇒ P48

うつ病等により休職している従業員が、職場復帰するので、専門的な支援を受けたい。

④ ジョブコーチによる支援

障害者職業センター
⇒ P50

職場に適應できるか不安なので、専門的な支援を受けたい。
仕事や職場でのコミュニケーションがうまくとれないので、ジョブコーチの支援を受けたい。

⑤ 就業面と生活面の一体的な支援

障害者職業センター
⇒ P50

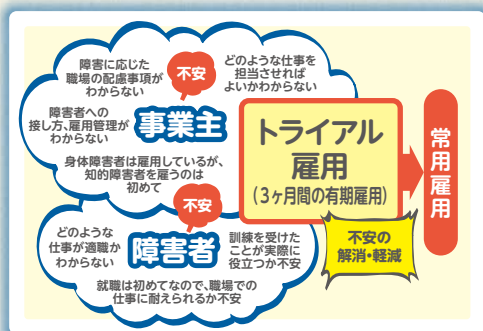
職場でのさまざまな悩みについて相談したい。
職場だけでなく、日常生活面での相談をしたい。

⑥ 就業面と生活面の一体的な支援

障害者就業・生活支援センター
⇒ P48

① トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業所に対して、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。期間は原則3ヶ月。助成金として、1人につき定額が支給されます。



① トライアル雇用（障害者短時間トライアルコース）

精神・発達障害者は、初めから障害者雇用率の対象となる週20時間以上勤務することが難しい場合や、採用後に仕事等の影響で不安定な状態が続く場合も多いことから、雇用への不安は大きいものがあります。このため、精神・発達障害者について、一定の期間をかけ、職場への適応状況等に合わせて就業時間を延長していく制度が設けられています。期間は、原則3ヶ月以上 12ヶ月以内で、助成金として、1人につき定額が支給されます。

② 継続雇用の支援

在職中に障害を抱えた人が慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用し、また、地域の関係機関と連携して、障害者と事業主に対する支援を行っています。

③ リワーク支援（うつ病等による休職者の復職支援）

休職者の方に対して、復職を目指したウォーミングアップと再休職予防のために、ストレス対処やコミュニケーションに関する講座等を行うプログラムを提供します。また、職場の方に対して、復職時の配慮事項について相談します。

利用にあたっては、休職者本人・事業主・主治医の三者の同意が必要となります。

基本は通所ですが、遠隔地の方については、在宅での受講をベースとした「在宅リワーク」の利用について相談します。

④ ジョブコーチ支援（職場定着の支援）

専門スタッフ（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障害のある社員の方に対して、作業理解や人間関係構築等、職場に適応するための支援を行います。また、職場の方に対して、障害特性に応じた指導方法について相談します。

ジョブコーチ支援のポイント

- 就職時、在職中、復職時、いずれのタイミングも利用できます。
- 職場の支援体制を整備し、障害者の職場定着を図ることが目的のため、支援の主体を職場の担当者に徐々に移行していきます。
- 支援期間は、個別に設定します（標準は2～4か月）。支援終了後も必要なフォローアップを行います。

⑤ 就業面と生活面の一体的な支援

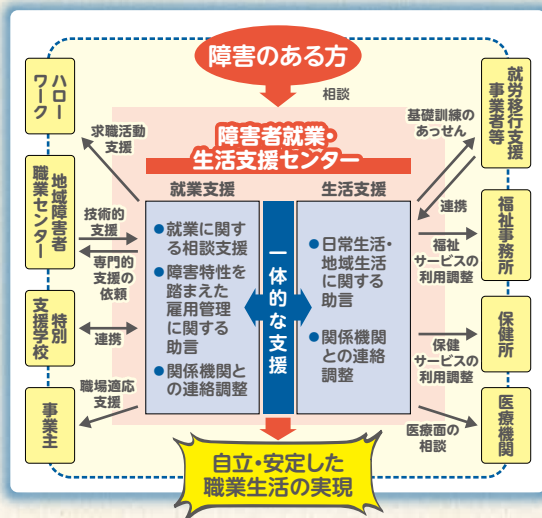
就職や職場への定着にあたって、就業面における支援と合わせて、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、障害者就業・生活支援センターが、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います。雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行います。

就業面での支援

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

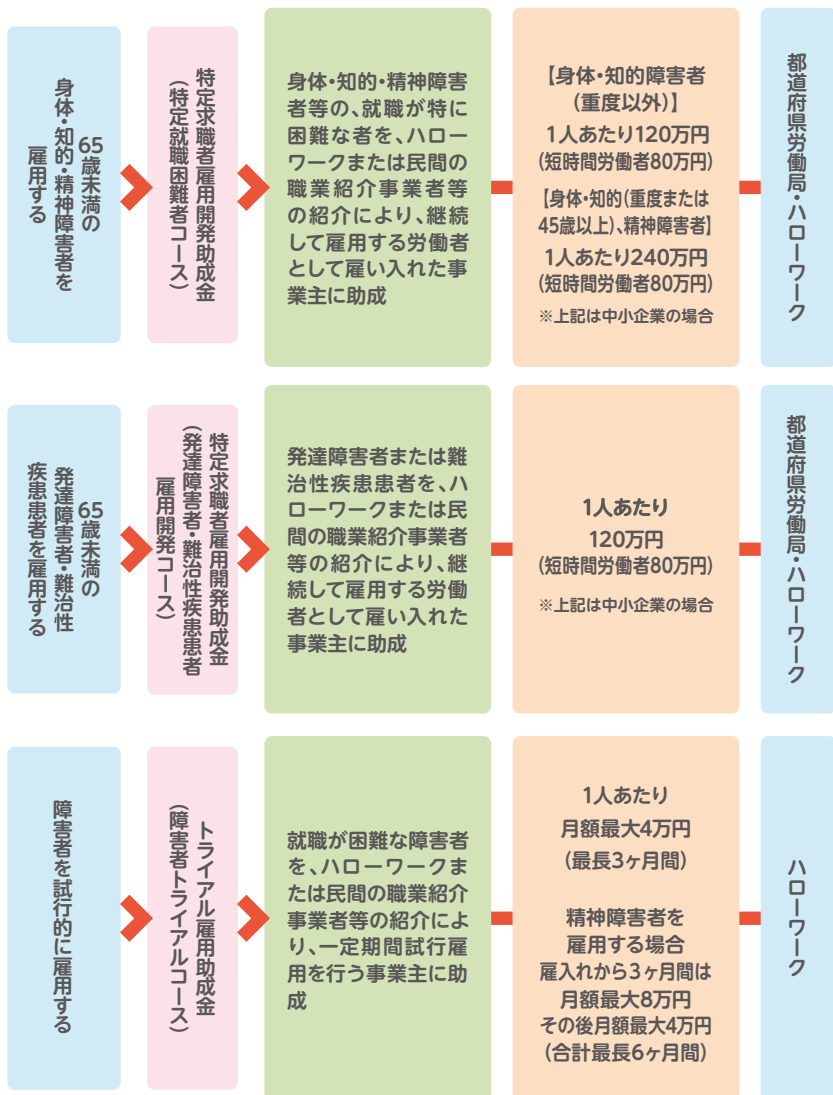
生活面での支援

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動等、地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整



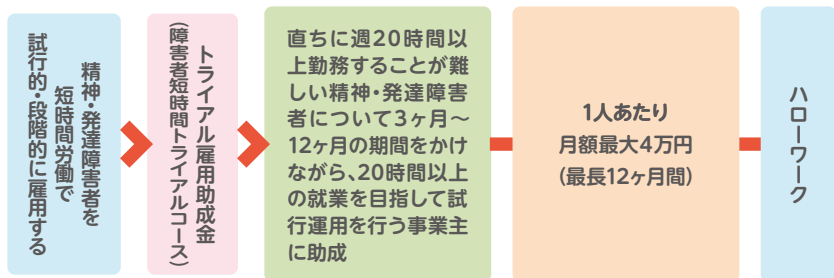
(3) 助成金等の活用 (令和8年1月1日現在概略)

<新たに障害者を雇用する場合の助成金>



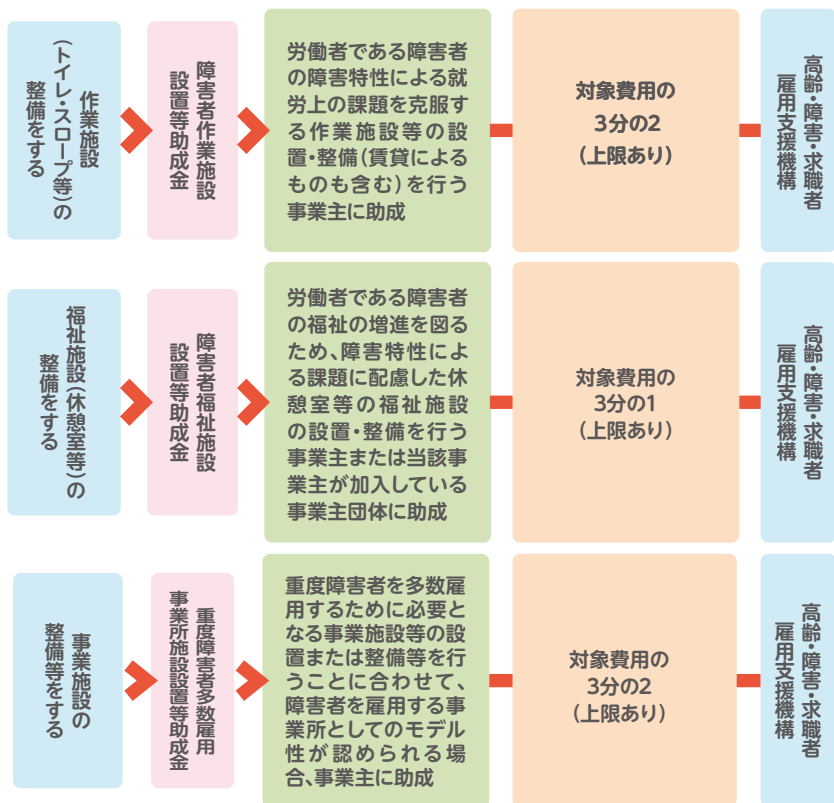
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<新たに障害者を雇用する場合の助成金>



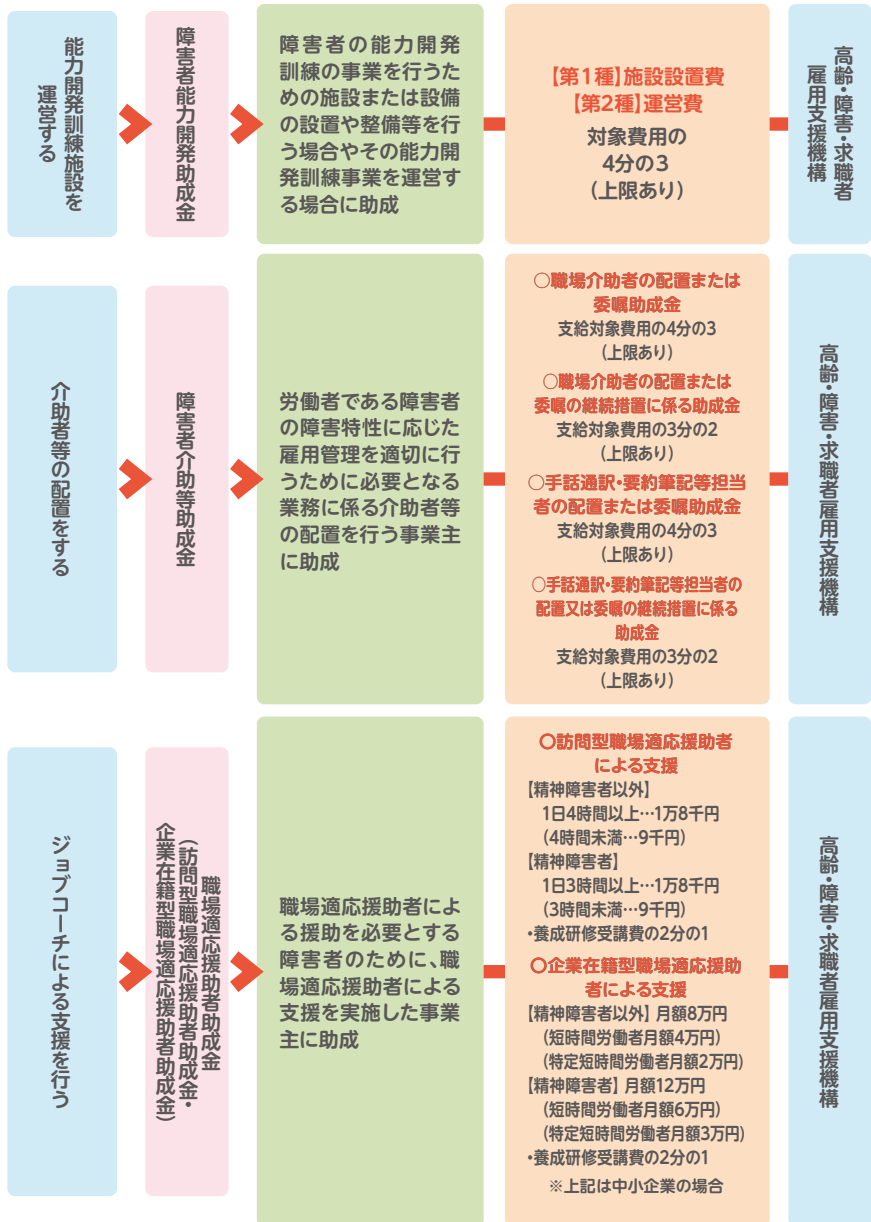
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



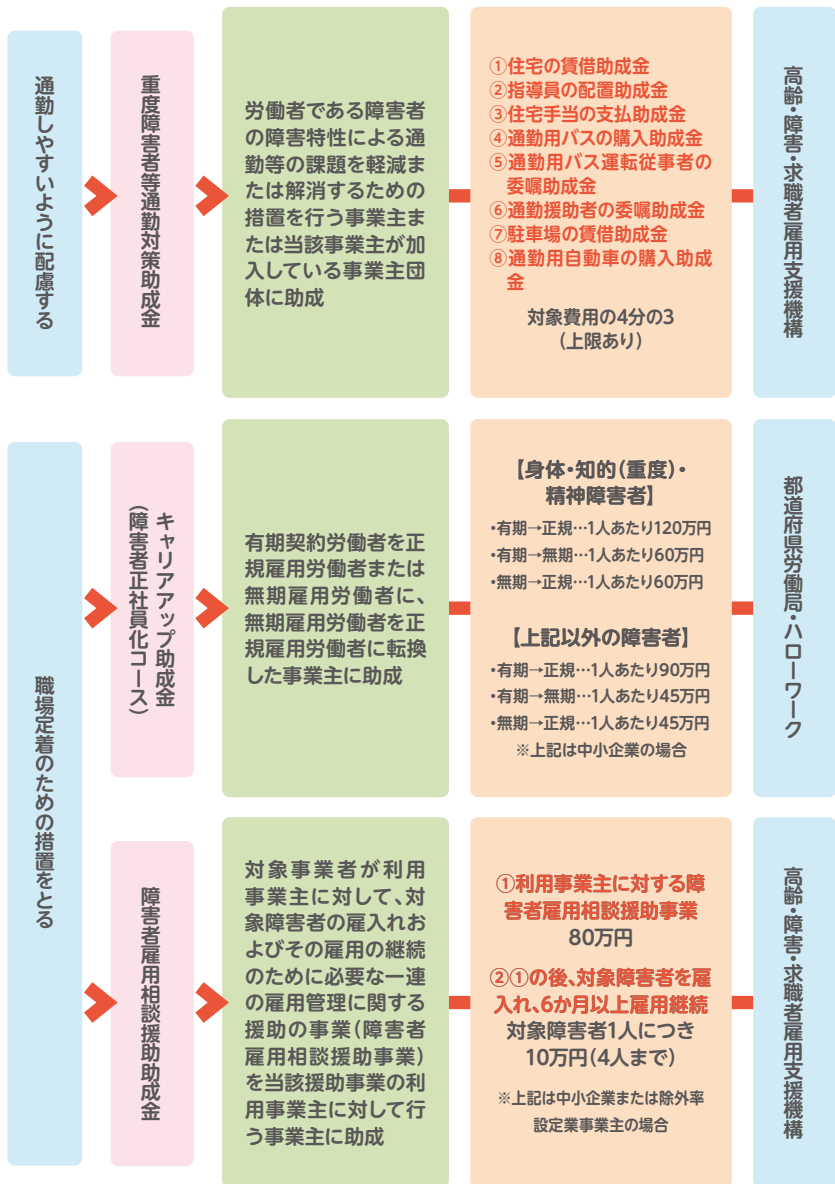
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



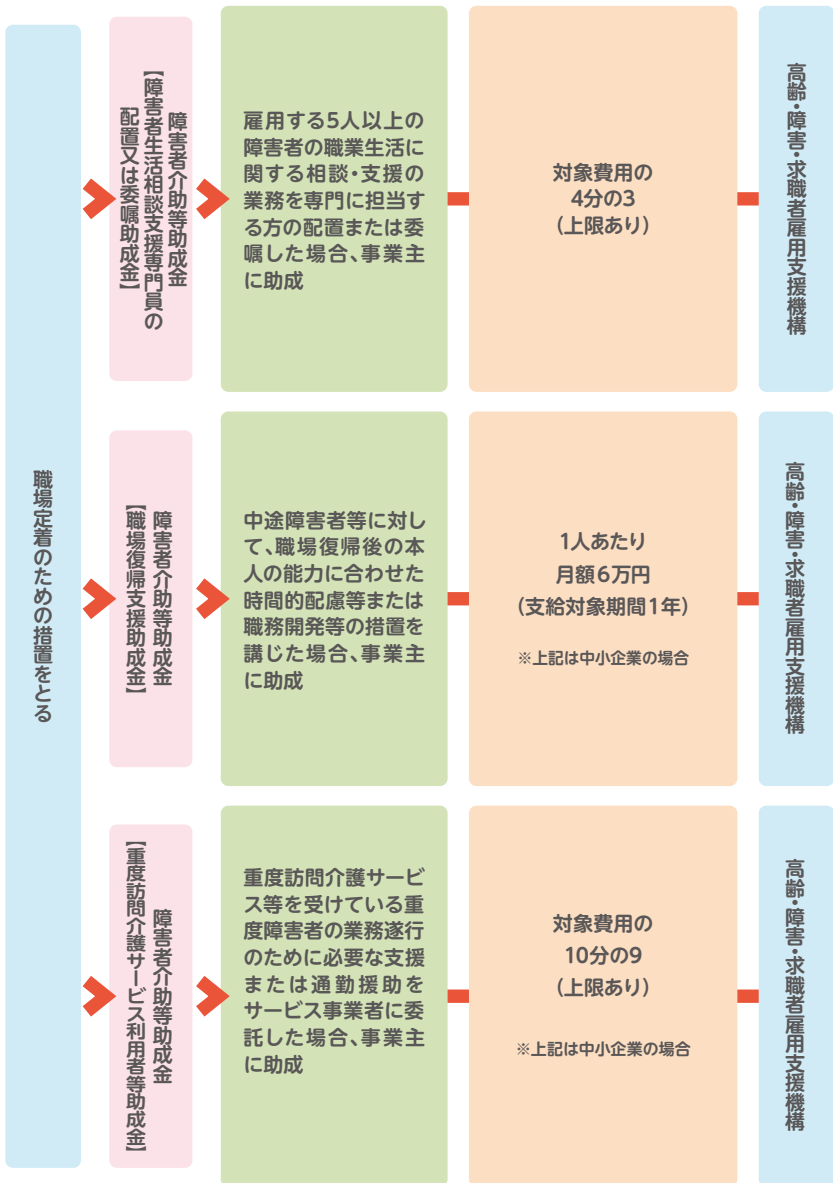
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



※詳細は、各機関へお問い合わせください。

05

ここがポイント! (アドバイスを聞いてみよう)

1 障害者就業・生活支援センター

.....
山口市にある「鳴滝園 障害者就業・生活支援センター デパール」
主任就業支援担当者の西山さんに、お話をうかがいました。

Q1

**障害者就業・生活支援センターとは
どのようなところですか。**

A1

障害者の就業支援と生活支援を提供する相談機関です。障害者の居住地や事業所の所在地に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を実施しています。

事業所に対しては、雇用前や雇用後の取組への相談・支援をさせていただき、実習による雇用検討や受入れ時の作業構築への相談、障害特性への対応方法の情報提供、雇用後は職場訪問等による定着支援を実施しています。

最終的には事業所内で支援していただけることが目標ですが、様々な支援機関、関係機関と連携・協力しながら、状況に応じた支援策を一緒に考えていきます。

Q2

**どのような時に
利用できますか。**

A2

「障害者を雇用したいが、どのように進めていけばよいかわからない」「どのような仕事をしてもらったらいのか、どんな配慮が必要か分からない」「助成金等、制度について知りたい」「それぞれの障害の特性を知りたい」「生活面の支援をしてほしい」「職場内で困っているがどこに相談したらよいかわからない」など、障害者雇用に係る様々な疑問や不安の相談ができます。



Q3

障害のある方の就労支援の流れを教えてください。

A3

就業するまでを例に説明します。

● 相談・面談 ●

まずは、電話等で連絡をいただき、面談の日程を調整します。面談では、簡単なヒアリングで現状を確認させていただきます。

● 登録 ●

相談の結果、支援の継続を希望される場合は、登録をしていただき、就職についてどんなところに不安や課題があるのかを抽出していきます。

● 準備・訓練 ●

すぐ就職することに不安がある場合には、就職準備のための実習や訓練場所を紹介し、課題の解決に取組み、希望の就職へ近づけていきます。事業所には実習や委託訓練等を通じて不安を解決し、障害者の受入れの準備をしていただきます。

● 就職 ●

採用に関わる手続きの支援から、採用後も定期的な職場訪問やケース会議などで課題の早期発見や解決に努め、職場への定着をサポートします。また、必要に応じて家庭訪問などで生活面の支援もしていきます。

**Q4**

企業に対してのアドバイスはありますか。

A4

障害者雇用への不安や課題は、事業所だけで悩むのではなく、地域にある支援機関を活用することをお勧めします。まずは、障害者就業・生活支援センターにご連絡いただくことで、必要なサポートにつなぐこともできますので、遠慮なくご相談ください。

2 ジョブコーチ

山口障害者職業センターの障害者職業カウンセラーとジョブコーチの皆さんに、ジョブコーチについてお話をうかがいました。

Q1 ジョブコーチは
どのようなことをするのですか。

A1 障害者と企業の間で、仕事をする上でさまざまな問題に直面することがあると思いますが、それらの問題解決に向けて、障害者と企業とのかけ橋となるよう職場を訪問して支援を行っています。具体的には、作業の習得や人間関係づくり等の支援を行います。ジョブコーチによる支援事業の目的は、「ジョブコーチの支援ノウハウを事業主が獲得すること」です。目的を達成するため、ジョブコーチが主体となって支援を集中的に行う集中支援期と、必要な支援を継続しながらも、支援の主体をジョブコーチから事業主に移していく移行支援期に分けて支援を行います。

Q2 どのような時に
利用できますか。

A2 例えば、「初めて障害のある方を雇うため、どのように作業を教えたらよいかわからない」「注意をしてよいのだろうか」「そもそもどのように接したらよいかわからない」「うつ病でリハビリ中の従業員が復職することになるが、どのような配慮をしたらよいかわからない」「どんな部門に配属したらよいかわからない」「障害のある方を雇用したくても、雇用できる部署がなくて困っている」などのさまざまな問題を受け付けており、障害者が企業の戦力となるよう支援します。直接現場に入っている作業支援や、コミュニケーション・体調管理などの相談支援を行います。



Q3

**どのようにして
利用したら
よいですか。**

A3

山口障害者職業センターへ連絡してください。その他、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどに相談していただいても、対応することができます。

支援実施のタイミング

①雇用と同時に②雇用後の2パターンがあります。



支援にかかる費用

無料です。

支援の期間

1か月以上8か月以内で、必要に応じて個別に設定します。標準的な期間は2～4か月です。支援が終わってもフォローアップとして、職場訪問等を行います。

Q4

**ジョブコーチを利用した企業からは
どのような声がありますか。**

A4

「最初は、ミスに対して普通に指摘してよいのか、どの程度の作業を求めてよいのか、注意をしてもよいのかがわからなかったが、目標設定の仕方や仕事の与え方などについて、ジョブコーチに相談に乗ってもらったので助かりました」「健康管理面のケアは、専門家ではないのでよくわかりませんが、本人がどのような場面でストレスを感じやすいのか、どのような変化（サイン）があるのかなど、押さえどころを把握することができました」など、ジョブコーチを利用してよかったという声を多くいただいております。

Q5

**事業主の方に
メッセージはありますか。**

A5

20人に1人は何らかの障害を持っているとの統計もありますし、うつ病について言えば、10人に1人が、一生のうち一度はかかると言われています。障害は身近なものであって、誰しも障害を持つ可能性があると言えるでしょう。そういった意味では、障害者が働きやすい職場づくりに取り組むことは、今、障害者がいない企業でも必ず必要になりますし、会社にとって必ずプラスになります。具体的な方策については、是非ジョブコーチを活用してください。

③ 精神保健福祉士

精神障害者や精神保健福祉士について、ワークハウス一歩社の松尾さんにお話をうかがいました。

Q1

**精神障害者とは
どのような人ですか。**

A1

いろいろな考え方があるので定義づけをするのは難しいですが、精神保健福祉士の私は「精神疾患を患ったことにより何らかの生活のしづらさが生じている人」として捉えています。生活のしづらさとは、幻聴や幻視、妄想といった症状がそのまま生活のしづらさとなっていることもあれば、疲れやすい、緊張しやすい、不安に感じやすい等の障害の特性が生活のしづらさとなっている場合もあります。さらに、病気を患ったことにより、仕事や家族、自身の健康等を失うような辛い体験をすることで、新しい挑戦になかなか踏み出せない方もいます。また「精神障害者＝よく分からない、ちょっと怖い人たち」といった誤った理解や認識による偏見が、社会や人との交流を遠ざけてしまうこともあります。



Q2

**精神保健福祉士とは、
どんなことをする人ですか。**

A2

さまざまな精神障害を抱えた方の社会復帰や社会参加を支援したり、日常生活に支障をきたす問題に対して解決の手助けをする専門家です。精神科病院や、障害福祉サービス事業所、行政機関、司法機関、ハローワーク、教育現場など、多様な場所で活躍しています。今ではなくなりつつありますが、少し前まで精神障害者は、社会的な受け皿が備わっていないために長期の入院を余儀なくされたり、病気があるというだけで会社を解雇されることがあり、「人として当たり前の権利」が軽視されることがありました。精神保健福祉士が持つ専門的な知識や価値観、視点をもとに、精神障害者の権利を守ること、及び権利を回復することが、大きな役割の一つだと考えています。

Q3

**働く上ではどんなことに
困っているのですか。**

A3

当事者の中には、「精神科に通っていることを会社に知られると、面接で不利になる」「周りから変な目で見られる」と気にして、あえて障害を開示せずに就職を目指す方もおられます。また、障害者枠で雇用されていても、他の障害と比べると、一見して障害があるこ



とがわかりにくいいため、会社から仕事を任せやすく、勤務時間や仕事内容が増えていくことがよくあります。その状況にプレッシャーを感じていても、「それを言ったら嫌われるのではないかと感じ、会社の人に相談できず無理をして調子を崩してしまい、就労の継続が困難となってしまうことも少なくありません。

Q4

精神障害者と共に働く上で、 どのような配慮が必要ですか。

A4

診察やカウンセリングを受けられるような勤務調整、仕事や会社の雰囲気に慣れるまでの短時間勤務、社員同士の交流や仕事でのやりとりのアドバイザーを選任するなどの配慮が考えられます。ただ、必要な配慮は人それぞれ異なるので、一方的に判断するのではなく、当事者本人や当事者をよく知る支援機関に聞いてみるのが良いでしょう。

Q5

雇用後は どこに相談したらよいでしょうか。

A5

防府市にある「障害者職業センター」や各地域にある「障害者就業・生活支援センター」、当事者が定期的に通っている精神科病院の精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）が考えられます。また、「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」といった障害福祉サービス事業所を利用して雇用された方は、これらの事業所にアドバイスを受けることもできます。

Q6

精神障害者の雇用について 企業へのアドバイスはありますか。

A6

ジョブコーチ支援や委託訓練制度、障害者雇用関連の助成金など、障害者雇用を後押しする制度はありますが、企業側とすれば、雇用後に何か問題が起こった場合にどのように対処・解決していけばよいのかも知りたいのではないのでしょうか。障害者雇用を支援する医療・福祉の専門機関が多く存在することを知ってもらい、困ったことが起こった場合には、「自社で何とかしないとイケない」ではなく、「当事者を取り巻く応援団（病院や障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所など）を積極的に活用し、一緒に解決すれば大丈夫！」といただければ幸いです。

① エポックワン株式会社



企業概要

当社は平成15年設立当初からご利用者の状況や状態、ご要望に応じてサービス内容や環境をご自身が選択できる「区分介護」に取り組んでいる老人介護施設です。ご利用者様自身の個性や考え方を大切にしたい思いから、県内では珍しい戸建住宅によるサ高住をはじめ、デイサービス、グループホーム、小規模多機能など多様な施設を運用し、「ご利用者様のご希望に沿ったケアが実現でき、幸せを感じる事ができる施設」を目指しています。

常時雇用労働者数 **109人**

障害者雇用数 **4人**

(内訳)	身体障害	1人	
	知的障害	1人	
	精神障害	2人	

就労者に聞いてみました

精神障害

- 業務の内容
 - ・ 介護業務全般
 最初は清掃業務での採用でしたが、仕事の幅を広げ、現在は介護業務全般を担当し、福祉車両による送迎から後輩たちの指導も行っています。
- 仕事をして良かったこと／大変なこと

利用者さんの笑顔や感謝の言葉をいただけるときに、やりがいを感じています。もともと人と話すことや、聞いた内容を覚えることが苦手でしたが、業務を紙に書き出して段取りを掴んだり、ミーティングでメモの取り方を練習するなどして、克服してきました。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

介護業務、清掃業務 など

●仕事ぶり

障害のない方と同様の勤務内容・形態で勤務する職員もおり、主力として働いています。

●業務の切り出し方法

まず業務を与え、つまずいた際には都度相談や調整を行いながら、徐々にできる範囲を広げていきます。日頃から何でも話せる雰囲気づくりを心掛けています。



障害者雇用にあたって

●経緯

雇用率などには特にこだわらず、個々にできる仕事があり、その範囲は人それぞれ異なるものの、業務の内容に応じて適切な仕事を提供していきたいという思いがあります。また、障害者の雇用形態は時代とともに変化しているため、企業側もそれに応じて柔軟に対応していく必要があると考えています。

●雇用方法

県が実施する企業等の事業所現場を活用した障害者委託訓練を利用し、採用につながっています。

●工夫、配慮点

障害があるからといって特別に配慮することはなく、新人と同じように対応しています。人間誰しも得意・不得意なことがあります。障害のある方は自分の苦手なことをしっかりと把握している方が多いため、配慮すべき点が明確で助かっています。

障害があるからできないと決めつけるのではなく、苦手な部分には適切に対応し、得意な部分を伸ばせるよう指導を行っています。

メッセージ

障害者の方々と同じ目線に立ち、一人ひとりと向き合うことが大切だと考えています。

一人前となるためにどのように育てていくか企業として真剣に取り組み、適切な仕事を提供していくことが重要です。また、障害者の方々と共に働く中で、自分自身の働き方や振る舞いを見直す良い機会にもなります。

② 社会福祉法人幸洋福祉会



企業概要

多年にわたり社会に寄与して来られた高齢者の方々が、尊厳を保ちながら「その方らしい」日常生活を営むことを支援するため、健やかで安らかな暮らしをめざした社会福祉事業を行っています。「安心、それが私たちの願いです」の基本方針のもと、特別養護老人ホームやデイサービスセンター、ホームヘルプステーション、居宅介護支援事業所を運営しています。また、地域福祉の推進にも大きく貢献しています。

常時雇用労働者数 **79人**

障害者雇用数 **4人**

(内訳)	身体障害	3人		
	知的障害	1人		

就労者に聞いてみました

知的障害

- 業務の内容
 - ・介護業務全般
 働きながら国家資格である介護福祉士の資格を取得し、利用者のバイタル測定なども行っています。
- 仕事をして良かったこと／大変なこと

人と会話することが大好きなので、利用者やその家族の方とたくさんお話ができることが嬉しいです。一番喜びを感じる瞬間は、利用者の方から感謝の言葉をいただいたときや、自分に会うために施設を利用していただけるときです。これも、職場の皆さんが自分の特性を理解し、支えてくれたおかげです。皆ができることができないことが悔しくて、努力を重ね、少しずつできることを増やしていきました。働きながら介護福祉士の資格を取得することは大変でしたが、人一倍努力をする意識で頑張りました。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

介護業務など

●仕事ぶり

日々の業務に対して責任感を持ち、仕事に対して丁寧に取り組んでいます。ご利用者に対しても、穏やかに接することで信頼関係が生まれています。

また、業務を続ける中で少しずつ自信が付き、できることが増えています。それが本人の成長だけでなく、他の職員にとっても良い刺激となり、職場全体の雰囲気もより明るくなりました。

●業務の切り出し方法

まずはできる業務から行ってもらい、慣れてもらいながら、各人の能力に応じて業務の幅を広げていきます。特に介護現場は、状況変化が多い仕事です。そのため、本人の状態をよく見ながら、負担が大きくなりすぎないように注意しつつ、少しずつ業務の経験を積めるよう配慮しています。

障害者雇用にあたって

●経緯、雇用方法

当法人は、もともと多様な人材が能力を発揮できる職場づくり、業務分担を行ってきました。介護は、人の暮らしを支える仕事で、年齢や経験、個性が違う職員がそれぞれのストレンクス（強み）を持ち寄り、お互いに支え合いながら仕事を進めていくことが重要です。

障害者雇用も、そうした職場づくりの延長線上にあると考えています。

採用は主に総合支援学校を通じて行い、障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）など関係機関とも連携しながら、本人が安心して働き続けられる環境づくりを進めています。

●工夫、配慮点

できることを少しずつ広げながら業務を任せ、可能な限り指導担当者をつけるようにしています。また、誰にでもできること・できないことがあるため、できないことを責めるのではなく、できることを伸ばす観点で評価を行っています。

メッセージ

障害の有無に関わらず、職員一人ひとりが持っている能力を最大限に活かせる職場づくりが大事で、「人を育てる」、「人が定着する」という風土が、法人全体を底上げしていきます。

将来的に一人前の社会人として活躍してくれる姿を思い描きながら、本人と職場が共に成長できる関係を築いていきたいと考えています。

③ 株式会社スズキ自販山口



企業概要

県内唯一のスズキ株式会社直営代理店として、山口県12店舗で展開し、スズキ製品の販売、アフターサービスを担っています。コーポレートスローガンに「By Your Side」を掲げショールームでのお客様対応や、販売店の販売活動サポートはもちろんのこと、車検や点検などの購入後のカーライフアドバイザーとして、お客様一人一人に寄り添った活動を行っています。

常時雇用労働者数 **184人**

障害者雇用数 **9人**

内訳	身体障害	3人		
	知的障害	3人		
	精神障害	3人		

就労者に聞いてみました

精神障害

- 業務の内容
 - ・洗車業務（手洗い／機械による洗車→拭き上げ→車内の清掃）
 就業前の実習を通じ、清掃業務が自分に合っていると感じたため、この仕事に就きました。
- 仕事をして良かったこと／大変なこと

やった成果が目に見えて分かるため、すっきり感や達成感を味わうことができます。一方で、天候や季節によって水滴の乾くスピードが変わるため、拭き残しが無いように作業をするのは大変です。忙しい中でも先輩が相談しやすい雰囲気を作ってくれたり、適切なアドバイスをくれるおかげで、多くのスキルを身に付けることができました。より効率的に作業を進めることができるように頑張っています。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

洗車、主に自動車の補給部品の入出荷・検品・ピッキング・仕分け・梱包 等
障害の種類・程度によっては、営業や自動車整備に従事しています。

●仕事ぶり

真面目に一生涯懸命、仕事に取り組んでいます。また、わからないことはその都度確認してくれるので、その場で問題を解決できています。体調に波があるため、その点は気を使っています。

●業務の切り出し方法

特別、切り出しは行っていませんが、元々ある業務の中からできそうな業務を見つけ、実施してもらっています。

障害者雇用にあたって

●経緯

スズキグループ全体で障害者雇用を含めた社会貢献に力を入れています。洗車など複雑ではない仕事もあるため、障害者の方に合う仕事があればぜひ、という気持ちで取り組んでいます。

●雇用方法

総合支援学校や就労移行支援事業所などからの応募を受け、実際に仕事内容を見てもらい、数週間の職場体験を行った後、雇用につながる人が多いです。

●工夫、配慮点

例えば、物を覚えることが苦手な方に対しては、作業内容を文字に起こして伝えることが有効であるため、専用のチェックリストを作成し、作業後に工場長が確認をしています。このように、現場ごとに一人ひとりの特性に合わせた対応を行っています。

また、様々な場面において障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）などの支援機関を活用、協力を得ながら対応しています。

- ・就業計画の作成、進捗確認ミーティングの実施
- ・企業だけでは対応が難しい案件への支援
- ・障害者への指導方法や雇用上の悩みに関する相談対応 など

メッセージ

障害のある方に働く場を提供できていることは大きな社会貢献につながっており、取り組んでよかったと感じています。自分たちだけで対応するのは難しくても、支援機関を活用することで企業側・障害者側の双方に安心が生まれ、決して難しい取り組みではなくなります。そして、障害があるからといって特別扱いをする必要はなく、一人ひとりに合った適切な環境づくりこそが重要だと考えています。

4 株式会社豆子郎



企業概要

株式会社豆子郎では、「美味しさを通じてお客様の喜びと幸せに貢献する。」という創業理念を大切に、自社製造・自社販売を行っています。材料を厳選し、素材を生かした製法で感動と笑顔を引き出すお菓子を通じて、五感で喜んで頂けるおもてなしとともに、お客様に提供させていただいております。

常時雇用労働者数 59人

障害者雇用数 4人

(内訳)	身体障害	4人		

就労者に聞いてみました

聴覚障害

- 業務の内容
 - ・ 製造全般
- 仕事をして良かったこと／大変なこと
 お客様に「美味しかった」と言われる瞬間や自らの技術向上を実感したとき、この仕事に就いて良かったと感じます。また、日々の業務ではコミュニケーションを大切にし、積極的に仕事も行ったり、人手が足りないときは周囲にサポートをお願いしています。一方で、音が聞こえづらいため、工場内でマスクをしている時や、大人数での打ち合わせの際には、口の動きが読みづらく聞き取りに苦労することがあります。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

製造、仕上げ業務

※その他経験や学んできた強みを生かす仕事に携わるスタッフも在籍しています
(例：POP デザイン、衛生管理者業務、仕入れ業務など)

●仕事ぶり

一般社員と変わらない仕事ぶりであるため、一般社員と同じ待遇で雇用しています。

●業務の切り出し方法

仕上げや包装など目で見えて覚えやすい業務から始め、徐々に業務の範囲を広げる中で、適正な配置を考えています。

障害者雇用にあたって

●経緯

社長が総合支援学校の委員を引き受けていたご縁もあり、総合支援学校の実習を受入れたことが障害者雇用のきっかけです。

●雇用方法

雇用にあたっては、就業体験をしてもらい、適正を見極めた上で雇用の判断をしています。最初は仕事に慣れてもらうため、本人の状況に応じて短時間勤務から始めることも行っています。

●工夫、配慮点

これまでに身体障害（聴覚障害）と発達障害の方を雇用しましたが、障害の種類によって配慮すべき点は異なっており、特性に応じて柔軟な対応を行っています。

発達障害の方は、指示を複数回にわたって行うことや定期的に進捗状況を確認することが必要です。

聴覚障害の方は、耳から入る情報量が少ないため、伝えたいことを文字に起こし、丁寧に説明することが必要となります。会議の際には、要約筆記の方を配置したり、指向性スピーカーを活用しています。また、機械のブザー音が聞こえないことから、機械を利用する仕事には配置しないなどの安全面の配慮も行っています。



指向性スピーカー

メッセージ

障害の有無に関わらず、社員一人ひとりと向き合うことで、その人の良さを最大限に引き出す「人を大切に経営」を心掛けています。そのため、障害のある部分だけに目を向けるのではなく、それぞれが持つ強みや個性をよく理解し、その力を発揮できる部署へ配置することが重要だと考えます。

5 東洋パックス株式会社



企業概要

下松市に本社を置く東洋鋼板株式会社の100%子会社:TKWORKSグループ。本社/資材工場では、包装資材(金属・紙等)の製造及び販売。資材2工場では、木製台木や木箱の製作。それらを使用し、東洋鋼板株式会社下松事業所構内にて、冷間圧延鋼板及び各種表面処理鋼板の包装作業を担っています。「見える化で継続的な改善活動を行い、人と会社の成長に繋げる。」従業員は我が社の宝物!様々な社員が働きやすい環境整備に努めています。

常時雇用労働者数 184人

障害者雇用数 10人

(内訳)	身体障害	2人		
	知的障害	3人		
	精神障害	5人		

就労者に聞いてみました

発達障害

- 業務の内容
 - ・ 木材加工 (台木の作成)
 パートタイムでの採用でしたが、現在は正社員として活躍しています。
- 仕事をして良かったこと/大変なこと

製品を作り上げたときは達成感を感じます。働き始めた頃は緊張することも多かったですが、周りの方が優しく、相談しやすい環境だったので安心して仕事に取り組むことができました。職場の人間関係は良好で、レクリエーションにも積極的に参加しています。現在は指導する立場となり、年下の方々への指導は難しさを感じることもあります。社内の昇格試験が難しかったため、自分の力でしっかりやり切りたいと思います。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

木材加工などの現場業務、清掃業務 など

●仕事ぶり

一般社員と同様の業務をこなし、戦力として活躍しています。

障害者雇用にあたって

●経緯

最初は親会社からの後押しを受け、合同面接会等に参加しましたが、社内の受入体制が整っていなかったため、上手く行きませんでした。その後、職場に適応できていない社員の問題が浮き彫りとなり、当事者に対する障害者手帳の取得支援や手帳取得による不利益な取扱いが生じない体制への構築につながりました。

●雇用方法

総合支援学校や障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）からの紹介もありますが、働きながら障害者手帳を取得された方も多くいます。

●工夫、配慮点

障害者手帳の取得により不利益な扱いが生じないような体制を構築し、本人の能力に合わせた配置や評価を実施しています。また、作業の内容だけでなく、薬の服用状況や心の状態を自由に書くことのできる日報を提出してもらい、本人の状況を細かく確認し、助言等を行っています。

企業在籍型ジョブコーチの役割について

障害者雇用を推進するために、社員が企業在籍型ジョブコーチの資格を取得し、活躍しています。

●業務内容

障害のある社員やその家族に対する直接的な支援や、企業側との雇用調整等を通じて、障害者の方の働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。

●メッセージ

障害者雇用は努力次第でどんな課題も乗り越えることができます。

また、障害者雇用相談援助事業者として、労働局と一緒に事業主に対して障害者の雇入れや雇用継続のための相談援助も行っており、学校やハローワークの研修会での講師実績があります。ぜひお声掛けください！

6 深川養鶏農業協同組合



企業概要

深川養鶏農業協同組合は山口県長門市に拠点を置き、鶏の育成から鶏肉の加工・販売までを手がける専門農協です。

障害者や外国人を含む多様な人材の採用・育成に注力し、福祉機関と連携して働きやすい環境を整備。正社員登用実績もあり、安心して長く働ける職場づくりを推進しています。

常時雇用労働者数 **403人**

障害者雇用数 **13人**

(内訳)	身体障害	3人		
	知的障害	8人		
	精神障害	2人		

就労者に聞いてみました

知的障害

- 業務の内容
 - ・ 鶏の管理業務（集卵作業、飲み水の管理、鶏舎の掃除）
鶏舎2棟（6,000羽）を丁寧な飼育管理により、良好な飼育成績を上げています。
- 仕事をして良かったこと／大変なこと
周りの方が優しく指導してくださり、フォローも手厚いため、未経験である養鶏業務でも安心して働いています。産卵率が低下した鶏を出荷するとき、1羽ずつ鶏をカゴに入れる作業は力作業であり大変ですが、自分のペースで仕事を進められることや、好きな動物に関わる仕事であることから、現在の職場は自分に合っていると感じています。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

加工部門（ライン・洗浄）や生産部門（鶏の管理）など

●仕事ぶり

真面目に集中して業務に取り組んでいます。報告・連絡・相談もきちんと行い、同僚や外国人実習生とも良好な関係を築いています。

●業務の切り出し方法

就職前の実習等を通じて検討を行っていますが、特別な切り出しは行わず、色々な業務に挑戦してもらいながら、できることを見つけていくことで業務の幅を広げています。

障害者雇用にあたって

●経緯

人材不足のため、弊社に興味を持ってきてやる気のある方には障害者や高齢者、外国人などの区分に関係なく、制限を設けずに多様な人材を前向きに受け入れています。養鶏は興味を持ちづらい分野であるため、職場見学だけでも嬉しく思っています。

●雇用方法

主に障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）や総合支援学校からの紹介です。

●工夫、配慮点

障害の有無に関わらず、できること・できないことがあるのは老若男女同じです。できないことはできる人が補い合い、分からないことがあったら何回でも質問して良いということが当たり前の職場づくりを心掛けています。

また、日頃から近隣学校の学生をはじめ、多くの職場体験を受入れているため、職員が人への教え方や適切な距離（つきっきりでもなく、突き放すわけでもない）の取り方に慣れていることから、障害者に限らず外国人実習生などの受入れにもスムーズに対応できています。

メッセージ

支援を受けて、自分の苦手を理解している方は、むしろ大きな強みを持っています。障害があるからといって敬遠するのではなく、いくらでも一緒に働くことができることを知ってほしいと思います。

また、障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）をはじめとした支援機関による職場訪問などの支援は手厚く、総合支援学校の授業内容のレベルは非常に高く、すぐにでも当社で働いてほしいと感じるほどです。こうした支援機関の存在をより多くの企業の方に知っていただきたいです。

7 富士物産株式会社



常時雇用労働者数 **189人**

障害者雇用数 **13人**

内訳	身体障害	6人	精神障害	3人
	知的障害	4人		

企業概要

富士物産株式会社(屋号:フジダイ)は、山口県下関市長府扇町に本社を置く水産加工品メーカーで、1946年創業・1956年設立の歴史ある企業です。主にみりん干し・干物・漬魚など魚介加工品の製造・販売を手掛け、国内の中央卸売市場やスーパーマーケット、百貨店など幅広く取引されています。70年以上にわたり“時代にこたえる美味しさ”の追求を理念とし、商品開発と品質向上を続けています。

就労者に聞いてみました

①知的障害

- 業務の内容
 - ・ 魚の下処理
- 仕事をして良かったこと／大変なこと

周りの従業員から感謝の言葉をもらえたり、誰かの助けになっていると実感できたりすることで、やりがいを感じます。また、自分が加工した製品を家族や友人に「美味しい!」と言ってもらえることも嬉しいです。一方で、寒い時期には手足が冷えることが大変です。

②精神障害

- 業務の内容
 - ・ 器具の洗浄
- 仕事をして良かったこと／大変なこと

上司の方も非常にやさしく、同僚とも円滑にコミュニケーションが取れているため、効率的に作業を進めることができています。入社当初より多くの仕事を任せてもらえるようになり、成長とやりがいを感じています。一方で、長時間立ったまま作業をする必要があるため、足腰が痛くなることが大変です。自分にとって働きやすい職場で、入社して本当に良かったと感じています。

作業風景



障害者が従事する業務について

●障害者が従事する業務

商品の製造（魚の下処理、調味、乾燥作業）、器具の洗浄作業 など

●仕事ぶり

仕事に慣れるまでは大変ですが、業務がルーティン化すると休まず真面目に取り組んでくれます。

●業務の切り出し方法

特別に切り出すことはせず、本人の希望を聞きながら実際に取り組んでもらい、その中で自分に合った業務を見つけていきます。また、業務の様子を確認しながら、工場長など管理側が適切な業務を検討することもあります。

障害者雇用にあたって

●経緯、雇用方法

一度、障害のある方を意識して採用した際、その方が非常に真面目で職場に定着したことをきっかけに、令和元年の障害者就職面接会へ参加し、そこで5名の採用につながりました。以降は、障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）や、すでに働いている障害のある方からの紹介などを通じて、雇用がさらに広がっていきました。

●工夫、配慮点

障害があるからといって特別扱いはしていませんが、定期的に面談を実施し、本人の要望を丁寧に聞き取るようにしています。また、一緒に働く従業員には障害の状況を適切に共有し、理解を促すことで、協力・フォロー体制を整えています。

また、外国人従業員が多く在籍しているため、時には意見の衝突が生じることもありますが、その際には支援機関（なかぼつ等）へ相談し、双方の理解を深めることで解決を図っています。一方で、外国人従業員と相性が良く、本人の働きやすさに繋がっている場合もあります。

メッセージ

障害の有無で意識して区別する必要はないと考えます。また、障害者だからといって、過度に気負う必要はありません。支援機関はとても心強い存在で、困ったときには気軽に相談できます。

予備知識を詰め込むことよりも、まずは面接会に参加したり、支援機関の話を聞きに行ったりするなど、一歩踏み出して行動することが大切だと考えています。

07

ご相談ください (窓口・連絡先) ※令和8年1月1日現在

●ハローワーク

名称	所在地	TEL
ハローワーク岩国	岩国市山手町一丁目1-21	0827-21-3281
ハローワーク柳井	柳井市南町二丁目7-22	0820-22-2661
ハローワーク徳山	周南市大字徳山7510の8	0834-31-1950
ハローワーク下松	下松市東柳一丁目6-1	0833-41-0870
ハローワーク防府	防府市駅南町9-33	0835-22-3855
ハローワーク山口	山口市神田町1番75号	083-922-0043
ハローワーク宇部	宇部市北琴苺二丁目4-30	0836-31-0164
ハローワーク下関	下関市貴船町三丁目4番1号	083-222-4031
ハローワーク萩	萩市大字平安古町599-3	0838-22-0714
ハローワーク萩長門分室	長門市東深川1324の1	0837-22-8609

●障害者就業・生活支援センター

地域名	名称	所在地
岩国市	障害者就業・生活支援センター 蓮華	岩国市麻里布町2-3-10-1F
周南市	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	周南市五月町6-25
山口市	鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール	山口市下小鯖2287-1
宇部市	光栄会障害者就業・生活支援センター	宇部市新天町1-2-32
下関市	なごみの里障害者就業・生活支援センター	下関市大字蒲生野字横田250
萩市	ふたば園障害者就業・生活支援センター ほっとわーく	萩市大字土原521-1

営業時間

月曜～金曜 8時30分～17時15分

TEL	営業時間
0827-28-0021	月曜～土曜 9時～18時
0834-33-8220	月曜～土曜 8時15分～17時15分(但し第1・第3土曜は休み)
083-902-7117	月曜～金曜 9時～17時30分
0836-39-5357	月曜～金曜 9時～17時/土曜 9時～12時
083-262-2116	月曜～金曜 8時30分～17時30分
0838-21-7066	月曜～金曜 8時30分～17時15分

● 地域障害者職業センター等

名 称	所在地
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部	山口市矢原1284番1号
山口障害者職業センター	防府市岡村町3番1号

● 発達障害者支援センター等

名 称	所在地	TEL
山口県発達障害支援センター まっぶ	山口市吉敷下東4丁目17番1号 山口県福祉総合相談支援センター内	083-902-2680
宇部市発達障害等相談センター そらいろ ※令和8年4月1日より名称等変更あり	宇部市琴芝町二丁目4番25号 宇部市福祉ふれあいセンター5階	0836-43-6777

● 難病相談支援センター

名 称	所在地	TEL
山口県難病相談支援センター	山口市滝町1-1 山口県庁 健康増進課内	083-933-2958
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町1-1-1 岩国総合庁舎2階	0827-29-1521
柳井健康福祉センター	柳井市南町3丁目9-3 柳井総合庁舎1・2階	0820-22-3631
周南健康福祉センター	周南市毛利町2-38 周南総合庁舎3階	0834-33-6423
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館1階	083-934-2533
山口健康福祉センター 防府保健所	防府市寿町7-1 防府市役所福祉棟1階	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3203
長門健康福祉センター	長門市東深川1344-1	0837-22-2811
萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2667
下関市立下関保健所	下関市南部町1-1	083-231-1446

● 障害福祉サービス事業所・就労移行支援事業所

TEL
083-995-2050
0835-21-0520

営業時間
月曜～金曜 9時15分～16時30分
月・火・木・金曜 9時～17時 水曜日 12時～20時 (第3水曜は9時～17時)

営業時間
月曜～金曜 8時30分～17時15分

地域名	名称	TEL
下関市	多機能事業所はーとあーず勝谷	083-263-0230
	煌-KIRAMEKI-	083-250-8306
	ウェルビー下関シーモールセンター	083-242-4355
	ハッピーデザイン	083-227-4388
	夢活動センター porto	083-227-2911
	スプラيف下関センター	083-250-8340
宇部市	障害福祉サービス事業所「サムラ」	0836-67-0171
	セルブ ジョブ・アソシエイト	0836-38-8550
	工房ときわ	0836-38-6677
	セルブ岡の辻	0836-54-2960
山口市	フィオーレ	083-973-0234
	障害福祉サービス事業所ステップあそかの園	083-929-3717
	アークス山口	083-929-3773
萩市	萩市障害者福祉作業所つばき園	0838-25-9617
	なないろ	0838-22-9717
	ドリームスクール・はぎ	0838-25-8685
防府市	心促福祉作業センター	0835-22-8530
	防府市愛光園	0835-22-7566
	あおぞら	0835-22-7228
岩国市	工房フェリーチェ	0827-28-1157
	borderlesswork	0827-28-6066
	alias	0827-28-6035
光市	みなくるはうす光	0833-48-9390
柳井市	ワークショップ白壁	0820-25-3623
周南市	夢ワークあけぼの	0834-33-8501
山陽小野田市	指定障害福祉サービス事業所まつば園	0836-83-2059
	多機能型事業所ジョブ・プレイス	0836-78-0062

● 障害福祉サービス事業所・就労継続支援事業所 A 型

● 障害福祉サービス事業所 B 型

地域名	名称	TEL
下関市	エンジョイライフ就労継続支援 A 型事業所	083-235-2050
	煌-KIRAMEKI-	083-250-8306
	テンシステム	083-250-6616
	チームもんじゅ	083-250-7222
	サンクスラボ・下関オフィス	083-250-7115
	ジョブサポートフェニックス	083-227-2800
	ジョブタス下関事業所	083-227-2746
	ぼくのわたしの安全基地BASE	083-242-2766
宇部市	W-factory	0836-39-9972
	宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所	0836-39-9280
	障害者支援センターこころ	0836-43-7278
	障害者支援センターしせい	0836-39-5258
	障がい福祉サービス事業所ゆめの里	0836-39-6766
	株式会社コセイ宇部事業所	0836-43-9803
	自律支援型就労マーレ	0836-45-2424
	ライフステップ創藤山	0836-39-6463
山口市	株式会社コセイ	083-902-5683
	アーク山山口	083-929-3773
	サニーデイズ	0836-39-5300
	はあとW中央	083-941-6740
	ピエネスタ新山口	083-902-5860
	ベルク	083-949-1121
萩市	なないろ	0838-22-9717
	あいりす	0838-25-8833
	あわや	0838-88-0130
	NPO 法人 mi&go	0838-22-5237
防府市	ワークショップ・山口	0835-33-0100
	ピエネスタ防府	0835-28-7245
	ピエネスタ自力町	0835-28-0570
下松市	西日本ケアサービス下松	0833-41-1175
岩国市	希望の里	0827-24-0282
	B-lab	0827-35-4866
光市	就労継続支援施設森林の里	0820-48-4560
	しあわせ	0833-44-9444
	エーアンドエム	0833-71-6337
	西日本ケアサービス光	0833-72-0708
柳井市	ワークショップ白壁	0820-23-4588
美祢市	きっちんセンターともの園	0837-56-0881
周南市	就労継続支援施設第二よろこび	0834-53-2337
山陽小野田市	ワークプレイス小野田	0948-21-7577
	ワークプレイス有帆	0836-43-6457
	ワークプレイス中川	0836-43-6457

地域名	名称
市 下関市	障害福祉サービス事業所グ
	障害福祉サービス・う
	福祉作業所法光苑
	まんでんの星
	福祉作業所たまねぎハ
	福祉作業所マザーズホ
	なごみの里ワークセン
	障害福祉サービス事業
	ワークハウス一歩社
	障がい福祉サービス事業所
	福祉サービスかじくり
	ワークステーションほ
	ライフステーションす
	野の花工房
	ひびき工房
	ひこるふ
	多機能事業所はーとあ
	mimi hana カフェ
	夢活動センター porto
	八起の家
	就労育成事業所花くじ
	障害福祉サービスすみ
	関門福祉工房太陽の家
	ひえだファクトリー
	チームもんじゅ
	多機能型事業所 ふく
	指定障害福祉サービス
	ファイン就労ルーム
	障害福祉サービス結の
	夢活動センター passio
ダリア・ワークス	
IML 就労支援センター	
チャレンジド人材セン	
瓦そばたかせ Factory	
サードチャレンジ team 下	
就労継続支援 B 型事業	
ピースフル	
デイジー・ワークス	
チームもんじゅ唐戸	
エミール	
カラーファクトリー	
サポートセンター友和	
保護猫カフェ Nekon	

ス事業所・就労継続

	TEL
リンファーム	083-289-5454
しろだ工房	083-233-2355
	083-774-1525
	083-287-3255
ウス	083-782-0604
ーム	083-227-2484
ター	083-250-7661
所安岡苑	083-258-4111
	083-775-4175
ブルーファーム	083-250-6507
	083-227-4325
っぶ	083-250-5435
てっぶ	083-232-0150
	083-287-4616
	083-772-0008
	083-266-9113
一す勝谷	083-263-0230
	083-250-9140
	083-227-3211
	083-259-8586
ら	080-4942-3475
れの丘	083-250-8210
	083-249-6113
	083-251-6161
	083-242-4111
ろうの社	083-227-4171
クローバー下関	083-242-1014
	090-8429-9721
ところ	083-242-0880
	083-250-9331
	083-227-4595
ラポール	083-242-1717
ター	083-249-5313
	083-772-2680
関山の田ベース	083-250-7373
所なないろ	083-249-5065
	083-242-1087
	083-227-2954
	083-250-6461
	083-242-5885
	083-250-5039
	083-256-7657
owa	083-242-5772

地域名	名称	TEL
下関市	ハッピーデザイン	083-227-4388
	就労支援事業所フィオーレ下関	083-255-0070
宇部市	うべくるみ園通所部ともに	0836-31-1674
	いこい	0836-35-8680
	セルフ岡の辻	0836-54-2960
	セルフ藤山	0836-38-6666
	障害福祉サービス事業所「サムラ」	0836-67-0171
	有限会社でぐ屋自立支援センター	0836-39-3451
	障がい者(児) デイサービスセンターひろ君の家	0836-62-5717
	ぐうですぐう	0836-39-9033
	就労継続支援 B 型事業所はなぶさ	0836-35-3365
	夢つむぎ宇部	0836-39-9160
	障がい福祉サービス事業所ゆめの里	0836-39-6766
	ライフステップ創	0836-38-8020
	私の家 Work Space	0836-38-8111
	緑豊舎	0836-62-5355
	工房ときわ	0836-38-6677
	愛工房	0836-39-7238
	W-factory	0836-39-9972
	JIZO	0836-43-6525
	就労継続支援 B 型りあん	0836-35-9242
	Lifestyle せいわ	0836-58-5883
	ニチラク TAG	0836-43-7456
	ガーベラ	0836-52-8111
	B 型パンビ	0836-43-7337
	就労継続支援 B 型事業所 プラスワンワークス宇部店	0836-52-9191
	ジョブリンク	0836-38-9091
	セルフあすとびあ	0836-38-8330
	グローアップ Workspace 就労継続支援 B 型	0836-33-3315
山口市	山口市社会福祉協議会障害者福祉作業所	083-923-9860
	フィオーレ	083-973-0234
	就労継続支援みのり苑	083-984-2815
	ワークステーション大歳	083-924-5561
	さやか工房	083-928-9643
	ワークハウスすぜんじ	083-986-2228
	山口地域就労継続支援事業所	083-902-2180
	多機能型通所施設鳴滝園	083-927-3838
	シオン多機能事業所	083-941-5678
	福祉の店アミーチ	083-972-1023
	多機能型事業所ひらきの家	083-929-5050
	るりがくえんきらら夢 KOBO	083-921-2044
	るりワークス	083-986-2074
	みんなの森	083-941-6859

07 ご相談ください (窓口・連絡先)

● 障害福祉サービス事業所・就労継続支援事業所 B 型

地域名	名称	TEL
山口市	ふしのエコ事業所	083-928-0415
	障害福祉サービス事業所ステップあそかの園	083-929-3717
	はあと m+M3W 新山口	083-976-2400
	アス・ワーク	083-941-6758
	クロスビー	083-902-2535
	ツインカンパニー	083-941-5252
	就労継続支援 B 型楽楽	083-987-0008
	ごはん処りゅう庵	083-976-5055
	はあと W 中央	083-941-6740
	就労継続支援 B 型事業所 鮎の里	083-901-5551
	アークス新山口	083-929-3637
	心の里あらいぶ	083-972-5511
	ダイクロック・ワークス	080-4230-7716
	のんびりいこう	083-987-0987
	アスティナ	070-8326-7318
	萩市	理創舎
支援の輪		070-8553-2225
ポップカルチャースタジオ未来園 山口		083-973-1155
ハローフレンズ		0838-22-3175
なないろ		0838-22-9717
萩市障害者福祉作業所つばき園		0838-25-9617
防府市	夢香房すさ	08387-6-2333
	就労継続支援 B 型事業所だいたい	0838-21-5015
	あねもね	0838-21-5885
	あいりす	0838-25-8833
	心促福祉作業センター	0835-22-8530
	夢かれん	0835-32-1155
	ふれんず	0835-28-7087
	あおぞら	0835-22-7228
	ワークショップ・山口	0835-33-0100
	山口コロナーキャンパス	0835-33-0055
	防府市愛光園	0835-22-7566
	はあと	0835-22-4449
下松市	ライクユー	0835-23-5560
	まちふく防府	0835-28-9348
	りたぽーと	0835-28-1555
	ワークサポートセンターあくてい	0835-28-3939
	就労支援フォーカス	0835-28-9166
	ゆたか苑	0833-43-8955
	サルビアの家 JOB カレッジ	0833-47-3535
	みなくるはうす下松	0833-48-9517
	就労継続支援 B 型事業所げんき	0833-45-2200
	ワークスポットりぼん	0833-30-0056
岩国市	メタゲーム下松	0833-44-7811
	よこやま工房	0827-41-1654

地域名	名称
岩国市	ふおんた〜なフェリー
	しらかば園
	ささみ園
	由宇あけぼの園
	障害福祉サービス事業
	ひよりの里
	プレジール・リフレ
	いろどり
	borderless work sk
	マロンワーク B フェリ
光市	PRANZO
	アニメーション&ITワークス
	大和あけぼの園
	みなくるはうす光
長門市	岩田あけぼの園
	福祉メイキングスタジ
	ワークステーションひ
柳井市	就労継続支援施設キュ
	友愛センター
	ハビネスさざんか
美祿市	長門福祉作業センター
	障害者支援センターゆ
周南市	ふれあいSHOPピー粒
	ワークショップ白壁
	やなぎ園
周南市	工房いな穂
	お仕事ステーション柳
	みなくるはうす柳井
	あそかの園
周南市	ワークショップぴのき
	さつき園
	ワークショップりんど
	さわやか工房
	就労継続支援 (B 型) 事
	社会就労センターセル
	周南あけぼの園
	白鳩学園育英館
	白鳩学園育成館
	望みの家
聴覚障害者生活支援センタ	
ふれあい作業所「鹿音	
サルビアの家しんなん	
就労支援センターあじ	
社会就労センターセル	
社会就労センターセル	

	TEL
チェ	0827-41-3880
	0827-28-2860
	0827-82-4931
	0827-63-1288
所陽だまり	0827-96-0311
	0827-95-0588
	0827-28-5815
	0827-35-4321
y	0827-28-5480
ス	0827-97-0727
	0827-31-4495
デジタルラボ岩国	0827-28-6656
	0820-49-3000
	0833-48-9390
	0820-25-1111
オウみべ	0833-48-8232
かり苑	0833-44-7373
アポート	0837-43-2722
	0837-32-2633
	0837-37-3339
	0837-22-4430
うゆう	0837-37-5051
の麦	0820-23-7659
	0820-22-3989
	0820-22-8573
	0820-45-3811
井	0820-25-3347
	0820-26-4131
	0837-56-5038
お	08396-2-1594
	0837-52-1289
う	0837-62-0080
	0834-33-5828
業所なべづる園	0833-91-6793
ブ周陽	0834-28-5333
	0834-39-3755
	0834-84-0918
	0834-84-0341
	0834-22-8881
一こすもすの家 (かのん)」	0834-22-3022
	0834-68-3213
よう	0834-33-8960
さい	0834-32-2380
ブ新南陽	0834-51-6526
ブ桜木	0834-33-9260

	地域名	名称	TEL
市	周南市	インクルー・ジョブ	0833-91-4800
		夢ワークあけぼの	0834-33-8501
		工房エリー	0834-32-6916
		イロドリ	0833-57-5086
		グリップ	0834-33-8244
		障害福祉センター頂上	0834-51-5207
		就労継続支援施設第二よろこび	0834-53-2337
		ARS LONGA	0834-51-7569
	山陽小野田市	指定障害福祉サービス事業所まつば園	0836-83-2059
		ワークあけぼの	0836-72-3071
		グリーンヒル山陽	0836-73-2953
		就労継続支援 B 型事業所いちご	0836-39-8217
		スマイルサポート	0836-43-6520
		就労継続支援いちえ	0836-81-4120
	就労支援事業所プラスワンワークス	0836-39-0510	
	町	周防大島町	障害福祉サービス事業所さつき園
田布施町		ファームランド夢	0820-51-2085
		いちごの里	0820-55-0380
		田布施あけぼの園	0820-25-0707
平生町		指定就労継続支援事業所あいあむ	0820-56-8000
		ワークショップ未来	0820-56-4006
阿武町		のんきな農場 Work	08388-5-0050

● 行政機関

国	名称	所在地	TEL	
県	山口労働局	職業安定部 職業対策課	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎	
	山口県庁	労働政策課	山口市滝町 1-1	083-933-3221
		障害者支援課		083-933-2760
健康増進課		083-933-2940		
市	下関市	産業立地・就業支援課	下関市南部町 1-1	083-231-1310
		障害者支援課		083-231-1917
	宇部市	産業政策課	宇部市常盤町 1-7-1	0836-34-8355
		障害福祉課		0836-34-8523
	山口市	ふるさと産業振興課	山口市龜山町 2-1	083-934-2645
		障がい福祉課		083-934-2988
	萩市	商工振興課	萩市江向 510	0838-25-3108
		福祉支援課		0838-25-3523
	防府市	商工振興課	防府市寿町 7-1	0835-25-2574
		障害福祉課		0835-25-2338
	下松市	産業振興課	下松市大手町 3-3-3	0833-45-1745
		障害福祉課		0833-45-1835
	岩国市	商工振興課	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5110
		障害者支援課		0827-29-2522
	光市	商工振興課	光市中央 6-1-1	0833-72-1519
		福祉総務課	光市光井 2-2-1	0833-74-3001
	長門市	産業政策課	長門市東深川 1339-2	0837-23-1136
		地域福祉課		0837-23-1243
	柳井市	商工観光課	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111
		社会福祉課		
	美祢市	商工労働課	美祢市大嶺町東分 326-1	0837-52-5224
		福祉課		0837-52-5227
	周南市	商工振興課	周南市岐山通 1-1	0834-22-8373
		障害者支援課		0834-22-8463
山陽小野田市	商工労働課	山陽小野田市日の出 1-1-1	0836-82-1150	
	障害福祉課		0836-82-1159	
周防大島町	商工観光課	周防大島町大字久賀 5134	0820-79-1003	
	福祉課	周防大島町大字西安下庄 3920-21	0820-77-5505	
和木町	企画総務課	和木町和木 1-1-1	0827-52-2136	
	保健福祉課		0827-52-2195	
上関町	産業観光課	上関町大字長島 448	0820-62-0360	
	保健福祉課		0820-62-0184	
田布施町	経済課	田布施町下田布施 3440-1	0820-52-5805	
	町民福祉課		0820-52-5810	
平生町	産業課	平生町大字平生町 210-1	0820-56-7117	
	町民福祉課		0820-56-7113	
阿武町	まちづくり推進課	阿武町奈古 2636	08388-2-3111	
	健康福祉課		08388-2-3115	

● 特別支援学校

名 称	所在地	TEL
岩国総合支援学校	岩国市錦見三丁目7-11	0827-43-4331
田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町大字川西1030 熊毛郡田布施町麻郷奥127(高等部)	0820-52-3572 0820-51-2112 (高等部)
周南総合支援学校	周南市久米761	0834-29-1331
徳山総合支援学校	周南市大字栗屋字小踏中崎267-1	0834-25-5378
防府総合支援学校	防府市大字浜方205-3	0835-22-6108
山口南総合支援学校	山口市鑄銭司12364-6	083-986-2007
山口総合支援学校	山口市朝田585-1	083-934-4811
宇部総合支援学校	宇部市黒石北五丁目3-20	0836-41-4036
下関南総合支援学校	下関市幡生町一丁目1-22	083-232-1431
下関総合支援学校	下関市富任町八丁目9-1 下関市後田町四丁目25-1 (高等部)	083-258-3033 083-228-5030 (高等部)
豊浦総合支援学校	下関市豊浦町小串新宮15	083-772-1331
萩総合支援学校	萩市大字椿東字中ノ迫5816-1	0838-25-7280
山口大学教育学部附属特別支援学校	山口市吉田3003	083-933-5480

● 高等産業技術学校

名 称	所在地	TEL
山口県立東部高等産業技術学校	周南市瀬戸見町15-1	0834-28-2233
山口県立西部高等産業技術学校	下関市千鳥ヶ丘町21-3	083-248-3505

● 障害者職業能力開発校(山口県近隣)

名 称	所在地	TEL
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町 吉川7520	0866-56-9000
広島障害者職業能力開発校	広島県広島市南区宇品東四丁目1-23	082-254-1766
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区大字蛸住1728-1	093-741-5431

08 県からのお知らせ

「やまぐち障害者雇用推進企業」を募集しています！

県では、企業や県民の皆様には障害者雇用への理解を深めていただき、障害者雇用の拡大を図るため、障害者の雇用に積極的な企業等を「やまぐち障害者雇用推進企業」として認定し、その取組を広く紹介しています。

認定されると、当制度のシンボルマークを企業のパンフレットや封筒、名刺などに使用することが可能となります。また、県が実施する入札参加者指名制度（建設工事を除く）の評価項目に採用※されています。

※県外に主たる事務所を有する企業等が設置する事業所は対象外

認定要件や申請方法等については、

山口県労働政策課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/21209.html>



「やまぐち就職再チャレンジ応援企業」を募集しています！

県では、未就業者と企業との相互理解を深め、未就業者の就業機会の新たな創出を目的として、会社見学や業務体験を中心とした「やまぐち就職再チャレンジ支援（お試し就業）」を実施しています。

専用サイトを開設し、受入れ企業の募集や希望者の受付を行うほか、掲載企業と協力してイベントを開催し、就業に向けたフォローアップなども行っています。

求職者の方へ、サイトを通じて自社の魅力をアピールすることができますのでぜひご活用ください。

詳しくは専用サイトをご覧ください。

<https://yamaguchi-trialwork.com/>



やまぐち
就職
再チャレンジ支援

— ポータルサイト —

<お問い合わせ先>

山口県 産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班

TEL：083-933-3221 FAX：083-933-3229

MAIL：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp



事業者のための
障害者雇用促進
ガイドブック



発行日 令和8年3月改訂

発行 山口県産業労働部労働政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 TEL 083-933-3221 FAX 083-933-3229